

東社協福振第 226 号
令和 6 年 7 月 19 日

従事者共済会 契約施設・団体代表者 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長 高橋 博則
〔印章略〕

従事者共済会「標準給与月額」の改定更新について(届出依頼)

標記「標準給与月額」の改定更新は、従事者共済会規程第 21 条にもとづき、すべての施設・団体で届け出ていただく年 1 回の重要な手続きです。令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの標準給与月額及び掛金額を決定します。下記の期間以外は標準給与月額を変更することができません。必ず手続きをしてください。

つきましては、下記により届け出ていただきますよう、よろしくお願ひします。なお、紙申請による届出は昨年度で終了しました。電子申請による届出をご利用ください。

記

1 依頼内容・届出期間

共済会システムの「標準給与月額改定更新」画面より、以下の手続きを行って下さい。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 8月1日時点の加入者の確認・届出入力 | 令和6年8月 13日(火) 23時59分まで |
| (2) 算定基礎額の入力・保存 | 令和6年8月 31日(土) 23時59分まで |

※共済会システムの入力期間外（8月14日～19日）は入力できません。

3 送付内容

- 1) 「標準給与月額」改定更新の手続きについて
- 2) 「標準給与月額の改定更新」加入者の状況別早見表

4 留意事項

- 1) 8月1日時点の全加入者（休職者や転出・退会予定者含む）の5～7月の平均の給与月額を「算定基礎額」の欄に入力してください。
※給与月額には、諸手当（調整手当、地域手当、特殊業務手当、期末手当等）を一切含めません。
※本俸が定められている加入者の場合、給与月額＝本俸額となります。
※非常勤やパート雇用者で、雇用契約上、月の勤務日数（または勤務時間数）が定められている場合は、それに基づいて給与月額を計算してください。月によって勤務日数（または勤務時間数）が変わる場合は、支払額を給与月額として計算してください。
- 3) 本俸月額が 30 万円を超える場合も、実際の数字を届け出てください。
- 4) 「従事者共済会事務の手引き（2023年発行）」P. 2-43～2-45・P. 7-3～7-6 にも留意事項を掲載しています。あわせてご参照ください。
- 5) 入力期間中、事務局から入力状況等について確認のお電話をすることがあります。ご承知おきください。

5 事務連絡先

東京都社会福祉協議会 福祉振興部 共済担当

〒101-0062 千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階

TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997

従事者共済会ホームページ <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kyosaikai/index.html>